

投資勧誘及び顧客管理に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、当社が顧客に対して行う投資勧誘及び顧客管理等について、その業務の適正化を図り、もって顧客の保護に資することを目的とする。

(投資勧誘の基準)

第2条 当社は、常に顧客の信頼を確保することを第一義とし、金融商品取引法（以下「金商法」という）その他の法令（以下「法令等」という）を遵守し、顧客本位の営業活動に徹するものとする。

2 当社は、顧客の知識、投資経験、投資目的・動機、資産状況等を十分に把握し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘を行うように努めるものとする。

(自己責任の原則)

第3条 当社は、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、顧客自身の判断と責任において、金融商品取引を行うべきものであることを理解させるものとする。

(禁止行為)

第4条 当社は、投資勧誘を行う際に、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げること
- (2) 顧客に対して特別の利益を提供することを約束すること
- (3) 顧客に対して損失の全部又は一部の負担又は利益の全部又は一部の追加を約束すること
- (4) 顧客に対して不確実な事項について断定的な判断を提供し、又は確実であると誤解させる恐れのあることを告げること。
- (5) 顧客の知識、投資経験、投資目的・動機、資産状況等に照らして不相当と認められる勧誘を行って顧客の保護に欠けること、又は欠けることとなる恐れがあること
- (6) 偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をすること
- (7) 契約又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめる表示をすること

(顧客管理記録及び確認記録等)

第5条 当社は、顧客について、商号、名称又は氏名、所在地又は住所、生年月日（顧客が自然人に限る）、投資経験、投資目的・動機、資産状況等その他顧客管理上必要な事項を記載した顧客管理記録の作成及び保存するものとする。

2 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第8条第1項の規定に基づく疑わしい取引の届出を行う責任者を定め、犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与防止のための内部管理体制の整備に努めるものとする。

3 当社は、顧客管理記録、確認記録及び取引記録作成のために収集した情報を適切に管理し、顧客の同意なく他に漏洩しないものとする。

(附則)

この規定は2022年7月1日から施行する。

変更履歴